

人間文化研究機構本部機構長室規程

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第141号

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する機構本部機構長室（以下、「機構長室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 機構長室は、機構の機能強化に関し、機構長の職務遂行を支援するため、機構長が指示する特命事項について総合的かつ戦略的に企画調整、調査、分析及び立案を行う。

(組織)

第3条 機構長室は、機構長が指名する者をもって組織する。

2 室長は事務局長をもって充てる。

(チーム)

第4条 機構長室に、特命事項に関して検討するためのチームを置くことができる。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 人間文化研究機構機構長室設置要項（平成27年7月27日機構長裁定）は、平成28年3月31日をもって廃止する。